

平成26年12月18日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

社会常任委員会
委員長 植木 隆信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第91号議案 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

本案は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例、宗像市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で引用している法律名称が改められたため、条例の整理を行うものである。
- 2 母子及び寡婦福祉法と同法施行規則の名称を、母子及び父子並びに寡婦福祉法と同法施行規則へ変更し、同法第6条第2項に配偶者のない男子の定義が新設された。
- 3 各条例の対象となる父子及び母子家庭世帯は、平成26年3月末現在で888世帯である。
- 4 本市においては、既に父子家庭への支援を行っているため、今回の改正による支援対象の変更はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第92号議案 宗像市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は、健康保険法施行令の改正に伴い、宗像市国民健康保険条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成27年1月1日から被用者保険の出産育児一時金が引き上げられることに伴い、被用者保険と国民健康保険間の整合性を図るため、宗像市国民健康保険の出産育児一時金についても、同様の改正を行うものである。
- 2 産科医療補償制度の見直しが行われたことから、同制度の掛金を3万円から1万6千円に引き下げるとともに、国民健康保険の被保険者に支給される出産育児一時金の支給基準額を39万円から40万4千円に引き上げるもので、総額は42万円で改正前と同額である。

(改正内容)

| 区 分 | | 現 行 | 改正後 |
|-------------------|-------|-----------|----------|
| 支給額 (出生児1人当たり) | 支給基準額 | 390,000円 | 404,000円 |
| | 加算基準額 | 30,000円 | 16,000円 |
| | 計 | 420,000円 | 420,000円 |
| 施行期日 | | 平成27年1月1日 | |

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。